

春日部市自転車放置防止条例の一部を改正する条例

春日部市自転車放置防止条例（平成 1 7 年条例第 1 4 9 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（組織） 第15条 協議会は、一般委員 <u>6 人</u> 以内及び特別委員 <u>4 人</u> 以内をもって組織する。	（組織） 第15条 協議会は、一般委員 <u>9 人</u> 以内及び特別委員 <u>7 人</u> 以内をもって組織する。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 2 月 1 日から施行する。